

乗合自動車（路線固定型）の車両更新について

1 概要

乗合自動車（路線固定型）に使用している事業用自動車全5台のうち、上地区乗合自動車を運行している車両（14人定員：運転手含む）については、令和8年8月31日（月）で再リース契約が満了となるが、車両の故障が多く、引き続きの再リースは困難であるため、車両の更新を行うもの。

2 車両更新実施時期（予定）

令和8年9月1日（火）から

3 新規導入車両詳細

車種	トヨタ ハイエース
型式	3BA-TRH229W-VTZYE
全長／全幅／全高	5, 380mm／1, 880mm／2, 285mm
定員	10人（運転手含む）

※従来の14人定員の車両を運転するためには、中型二種免許が必要であるが、当該免許を保有する運転手の確保が困難であるため、タクシー運転手（普通二種免許）でも運転が可能な10人乗り定員の車両を導入する。

4 車両配置

現行			令和8年9月から		
運行路線	車両No.	乗車定員	運行路線	車両No.	乗車定員
日赤ルート	湘南330い4	10人	日赤ルート	湘南330い4	10人
おおね台ルート	湘南200か1	14人	おおね台ルート	湘南200か1	14人
上地区乗合自動車	湘南200え2	14人	上地区乗合自動車	新車両	10人
上地区乗合自動車	湘南300か3	10人	上地区乗合自動車	湘南300か3	10人
予備車	湘南300い5	10人	予備車	湘南300い5	10人

5 移動円滑化基準の適用除外について

(1) 移動円滑化基準

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき、公共交通に使用する車両においては、車いすや身体が不自由な利用者等が乗車できるよう、必要な設備を整備することが移動円滑化基準の中で規定されている。

(2) 適用除外について

移動円滑化基準において、次の要件に該当し、地域公共交通会議で協議が調っていれば、適用除外の認定を受けることが可能とされている。

- | |
|---|
| ・ 地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車 |
| ・ 車両総重量が5トン以下であって乗車定員が23人以下の自動車 |

(3) 適用除外の認定申請について

乗合自動車については、道路が狭隘で、かつ高低差があるルートを運行していることから、ノンステップやリフト付き等の中・大型車両を使用することは困難である。

また、本市においては、高齢者や障害者等の移動困難者への移動手段として、UDタクシーや福祉タクシー、福祉有償運送による移動サービスの提供がされており、代替交通が確保されている。

このことから、移動円滑化基準の適用除外認定を国に申請するもの。